

下記の①または②により手続きしてください。

①この用紙を記入し、裏面記載の提出先に郵送または持参

②インターネット上で電子申請（アクセス等は裏面にてご確認ください）

※②インターネット上で手続きした場合、手続きが完了した旨のメールを受取ることができます。

## 堺市放課後子ども総合プラン事業一部負担金減額・免除申請書

令和 年 月 日

堺市教育委員会教育長 様

保護者 住 所

氏 名

(※)

電話番号

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

堺市放課後子ども総合プラン事業の利用に係る一部負担金の減額又は免除を申請したいので、堺市放課後子ども総合プラン事業実施要綱第 1 8 条の規定により、次のとおり申請します。

なお、一部負担金の減額又は免除を決定するために市民税課税台帳等により記載内容を確認されることを承諾します。

1 ルーム名・教室名 \_\_\_\_\_

2 保護者氏名 \_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_

3 児童氏名（ふりがな、学年、生年月日を記入してください。）

\_\_\_\_\_ ( 年) [ 年 月 日生] [のびのび・すくすく]

\_\_\_\_\_ ( 年) [ 年 月 日生] [のびのび・すくすく]

\_\_\_\_\_ ( 年) [ 年 月 日生] [のびのび・すくすく]

4 申請理由（該当する欄に○をつけてください。）

	児童の属する世帯	児童 1 人当たりの減免の額
	生活保護法による被保護世帯	全 額
	市町村民税非課税世帯	全 額
	市町村民税のうち均等割額のみを負担する世帯	半 額

注意

- 児童氏名については、堺市放課後子ども総合プラン事業を利用する全ての児童氏名を記入し、必要であれば添付書類を添えて、1世帯につき1部提出してください。最新の課税状況で審査します。
- 1月1日から5月31日までに申請する方で、前年1月1日時点で課税地が堺市以外の場合は、その市町村長が証明する課税証明書類を提出してください。  
また、6月1日以後に申請する方で、1月1日時点で課税地が堺市以外の場合は、その市町村長が証明する課税証明書類を提出してください。
- 利用承認後に減額又は免除を申請された場合は、申請の翌月分からが対象となりますので、減額又は免除の決定があっても、それまでの一部負担金については納付が必要です。

## 一部負担金減額・免除申請について

下記の①または②により手続きしてください。

- ①裏面の用紙を記入し、郵送または持参にて提出（裏面をご確認ください）
- ②インターネット上で電子申請（アクセス等は下記にてご確認ください）
- ※②インターネット上で手続きした場合、手続きが完了した旨のメールを受取ることができます。

### 【インターネット上で電子申請する手順】

①右記 QR コードを読み取り、「堺市電子申請システム」にアクセスしてください（※）。



②利用者登録をしてください（登録済の場合は不要）。

③「放課後児童対策 減額・免除申請」の手続ページにて必要事項を入力し、手続を完了させてください。

④登録しているメールアドレスに、手続きが完了した旨のメールが届いているか確認してください。

なお、②の利用者登録が完了した旨のメールだけでなく、その後に③の手続が完了した旨のメールも届いているかどうか確認してください。

※パソコンから手続きする場合は「堺市電子申請システム」にアクセスし、個人向けの手続一覧において、「放課後 免除」と入力し検索してください（単語の間にはスペースを入力）

### 【注意事項】

・負担金額が全額免除もしくは半額減額となるのは、減額・免除申請をした上で、以下の条件に該当する世帯です。

- (1) 生活保護法による被保護世帯 : 全額免除
- (2) 市町村民税非課税世帯 : 全額免除
- (3) 市町村民税のうち、均等割額のみ負担する世帯 : 半額減額

・最新の課税状況で審査します。

・保護者の離婚・失業等の特別な理由により、市民税非課税世帯等と同等となる場合や、翌年度が市民税非課税世帯等となる場合はご相談ください。

・年度途中で減額・免除申請された場合、一部負担金の減額・免除の決定は、減額・免除申請の翌月分からとなります。

・本市での処理が完了した後に、申請に対する結果をご自宅に郵送します。

### 提出・問合せ先（※堺っ子くらぶにはご提出いただけません）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市教育委員会 放課後子ども支援課  
堺市役所 高層館 11階北側 午前9時～午後5時30分（土曜・日曜・祝休日・年末年始除く）  
TEL 072-228-7491（直通） FAX 072-228-7009